

障害などの当事者が考える 差別・配慮について

(第7回)

東久留米パーキンソン病友の会事務局長 能見和子

ある時、障害のある方がバスに乗ってきて、小学生がその光景に驚き、その方を避けるように座席を移動していき、障害のある方、難病を患っていた。私は本当に悲しいことだと思っていた。そういったことを障害のある方は日々感じていると思います。幼い頃から障害のある方や、難病を患っている方と自然に触れ合う機会があれば、もっと分かっていただけられるのではないのでしょうか。

一方、障害のある方が交差点を渡りきる前に信号が赤へ変わりそうな時、通り掛かった方が発進しそうなようになって車を止めてくれていました。その方が車を止めてくれていたから事故にならずに済んだのだと思っています。障害のある方は、渡り終えた時その方に、こやかにお礼をしていました。私はその光景を見て心が温かくなりました。

私は障害の有無に関わらず、助けを求めているのではないのかと思っています。また、障害のある方や難病を患った方だけでなく、高齢の方に対して差別的な行動や言葉で接する方もいます。しかし、そ

東村山税務署からのお知らせ

マイナンバーの記載が必要になりました

所得税は28年分の申告書から、消費税は28年1月1日以降に開始する課税期間の申告書から、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防止するために、番号法で厳格な本人確認が義務付けられています。マイナンバーを記載した申告書などを税務署に提出する際は、番号確認と本人確認書類の提示または写しの提出をお願いします。

本人確認には、申告書などに記載されたマイナンバーが正しい番号か確認する「番号確認」と申告書などを提出する方が番号の正しい持ち主か確認する「身元確認」が必要となります。本人確認は次の①～③いずれかの方法で行います。

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)による「番号確認」と「身元確認」②通知カードによる「番号確認」と「身元確認」③マイナンバーが記載された住民票の写しによる「番号確認」と「身元確認」
- また、マイナンバーカードには電子証明書が格納されているため「e-Tax」を利用した申告もできます。同カードを利用して「e-Tax」で申告した場合には、本人確認書類を別途提出する必要がなく、書面提出に比べて便利です。ぜひご利用ください。
- 詳細は国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」(https://www.nta.go.jp/number/info/)をご覧ください。
- 詳しくは東村山税務署個人課税第1部門 ☎042・394・6811へ(音声案内に従って「2」番を選択して「tago.jp」をご覧ください)。

都営住宅の入居者を募集します

【募集の種類】次の通り

①家族向け(単身者向け) 1日(火)～11日(金)

②定期使用住宅(若年ファミリー向け) ③定期使用住宅(多子世帯向け) ④若年ファミリー向け

※①～④のいずれも申し込み資格があります。詳細は募集案内をご覧ください。

【募集案内の配布期間】土曜・日曜日、祝日を除く11月1日(火)～11日(金)

【募集案内の配布場所】都市計画課(市役所5階、上の原ひばりが丘・滝山の各連絡所 東部地域センター、都内各市区役所など。なお、11月3日(祝)・5日(土)・6日(日)の午前9時半～午後5時は、都庁第一本庁舎1階東京観光

国民健康保険運営協議会 被保険者を代表する委員を募集します

市では、国民健康保険の重要な事項を審議するため、国民健康保険法に基づき「東久留米市国民健康保険運営協議会」を設置しています。委員の任期が12月末で満了することに伴い、被保険者を代表する委員を募集します。

【募集人数】3人以内

【応募資格】次の①～③すべてを満たす方(任期中に要件を満たす方)

- ①東久留米市国民健康保険の被保険者の資格を有する
 - ②20歳以上で任期中に75歳に到達しない
 - ③属する世帯の国民健康保険税の滞納がない
- 【任期】29年1月1日(祝)～30年12月31日(月)。※同協議会の開催は年3～5回程度、平日の日中に2時間を予定。申し込みは11月1日(火)～15日(火)に(消印有効)、「国民健康保険運営協議会委員希望」と明記して、氏名・住所・生年月日・性別・職業・電話番号を記入の上、「国民健康保険の現状と課題」と「応募の動機」を合わせて800字程度にまとめ(様式は自由)〒203-8555、市役所保険年金課宛て郵送、または同課(市役所1階)へ直接持参してください。応募書類を基に選考します。なお、提出された書類は返却しません。詳しくは同課 ☎470・7338へ。



11月30日は「年金の日」です

11月30日は「いい未来」の語呂合わせで「年金の日」です。

年金の日は、誕生日に送付している「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」をご覧ください。老後の生活設計について考えていただく機会となることな

【ねんきん定期便】は、保険料納付実績や年金見込額などを記載し、国民年金および厚生年金の加入者(被保険者)へ毎年1回、誕生日に送付しています。届いていない方は、現住所と登録されている届け先の住所が異なっている場合がありますので、問い合わせください。

【住所変更の届け出先】

- ▼国民年金加入者(国民年金第1号被保険者) Ⅱ 保険年金課国保年金資格係(市役所1階)
- ▼厚生年金加入者 Ⅱ 勤務先
- ▼会社員・公務員の被扶養

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

裁判所の調停委員による 無料調停相談会を開催します

土地建物、金銭債務、近隣士の問題、医療過誤、交通事故などの「民事上のめんどごと」、夫婦関係、扶養、相続などの「家庭内や親族間のもめごと」について豊富な経験と知識を持った裁判所の調停委員が、秘密厳守・無料で調停手続の相談に応じます。弁護士も参加します。

【日時】11月12日(土) 午前10時～午後3時半

【会場】武蔵野公会堂2階(武蔵野市吉祥寺南一丁目、吉祥寺駅南口から徒歩2分)

詳しくは東京家事調停協会 ☎03・3502・8822(午前10時～午後4時)へ。

保育士就職支援研修・相談会(武蔵野会場)を開催します

【日時】12月18日(日)

と直接話せるチャンスです。参加市区は三鷹市・小金井市・小平市・東村山市・清瀬市・西東京市・練馬区・東久留米市

【会場】武蔵野スイングホール(武蔵野市境2ノ14ノ1、JR武蔵境駅北口から徒歩2分) ☎03・5211・2860、または同センターホームページ (http://www.tswv.tvac.or.jp/hoiku/sodankai.html) へ。

【対象】保育士資格を有する方または資格取得見込みの方

【参加費】無料

【その他】履歴書不要、服装自由。入退場自由。相談会からの参加もできます

詳しくは東京都保育人材・保育所支援センター ☎03・5211・2860、または同センターホームページ (http://www.tswv.tvac.or.jp/hoiku/sodankai.html) へ。

募集

健康課臨時職員(事務)

【雇用期間】①12月中旬～29年3月31日(金) ②29年4月1日(土)～9月30日(土)(更新の場合あり)

【勤務時間など】①②のいずれも月に4～5日程度。午前9時～午後5時の時間帯で、必要に応じて4～7時間

【勤務内容】①がパソコンを使用した入力作業②が母子保健事業や健康増進事業の実施時の補助など

【応募資格】①②のいずれも

【雇用期間】29年1月10日(火)～3月31日(金)(更新)

【募集人数】若草名

【報酬】市の規定による(交通費相当額は別途支給)

申し込みは11月10日(木)までに事前連絡の上、履歴書(写真貼付)を健康課(滝山4ノ3ノ14)へ直接持参してください。書類選考と面接の上、決定しましたら、履歴書は返却しません。

詳しくは①が同課特定健診係 ☎477・0013 ②が同課保健サービス係 ☎477・0022 へ。

産休代替臨時職員(管理栄養士)

詳しくは同課保健サービス係 ☎477・0022 へ。